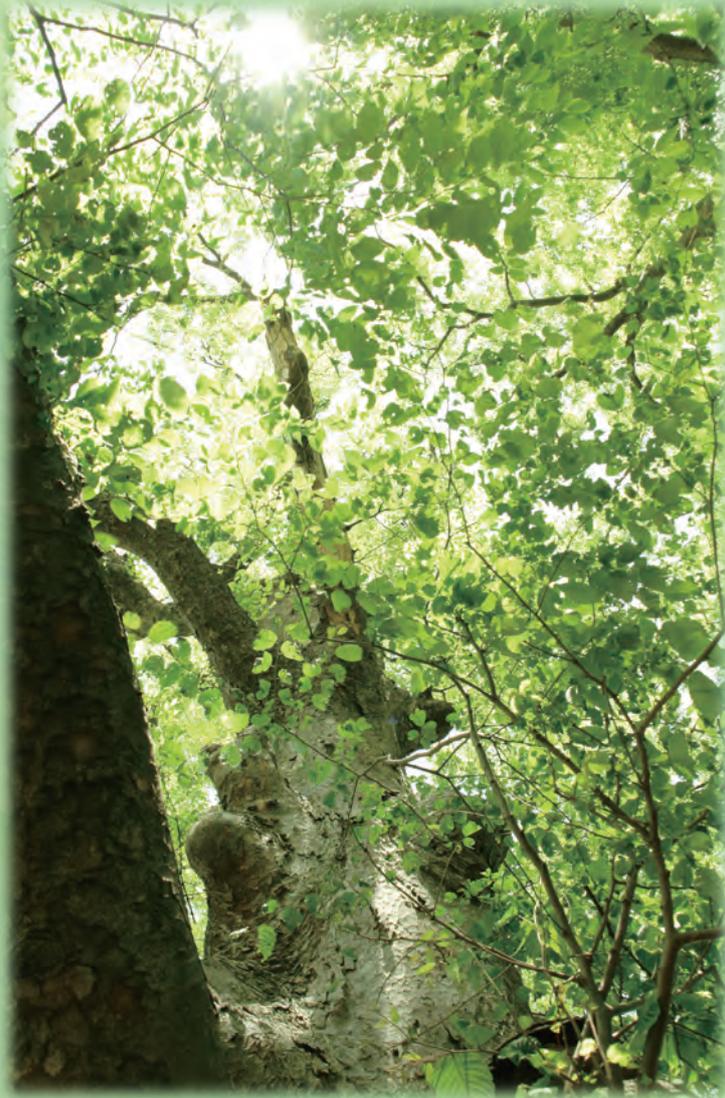


本会創立80周年記念

新たな分権への幕あけ

～過去10年度を顧みて～

(平成15年4月1日～24年4月30日)



全国市議会議長会

目次

【はじめに】

関谷博・本会会長のあいさつ	3
---------------	---

【主な本会の活動や国の動きなど】

§ 1 三位一体改革への期待・平成 15 年度	4 - 5
§ 2 税源移譲は先送り・平成 16 年度	5 - 8
§ 3 3 兆円の税源移譲・平成 17 年度	8 - 9
§ 4 第 2 期地方分権改革へ・平成 18 年度	9 - 11
§ 5 地方が主役の国づくり・平成 19 年度	12 - 14
§ 6 道路特定財源が焦点・平成 20 年度	14 - 16
§ 7 第 29 次地方制度調査会が答申・平成 21 年度	16 - 18
§ 8 政権交代後の地方分権・平成 22 年度	18 - 19
§ 9 国と地方の協議の場の法制化・平成 23 年度	20 - 22
§ 10 改革に向けた歩みを・平成 24 年度	22 - 23

【資料編】

§ 11 本会の動きと主な対応案件	24
§ 12 近年の地方議会・住民自治関係に関する主な地方自治法の改正	25
§ 13 市区町村数の推移表	26 - 30
§ 14 本会歴代会長一覧	31

はじめに

ごあいさつ

本会創立 80 周年を迎え

全国市議会議長会会長 関谷 博
(下関市議会議長)



全国市議会議長会は平成 24 年 5 月 21 日、記念すべき創立 80 周年を迎えることができました。これもひとえに、歴代会長をはじめとする諸先輩方のたゆまぬ努力によるものと深く感謝いたしますとともに、政府及び国会並びに各種団体等をはじめとする関係各位から寄せていただきましたご厚情に対し、この場を借りて衷心より厚く御礼申し上げる次第です。

本会は昭和 7 年 5 月 21 日、石川県金沢市で開催されました創立総会をもって産声をあげました。当時の市数 112 団体のうち 75 市の議長が金沢の地に集い、名称を「全国市議会議長会」として中央集権の打破、自治権強化などの実現を発足早々から求めてまいりました。本会は現在、地方分権改革の推進に向けて邁進しておりますが、国と地方のあるべき姿の探求は、本会発足以来の使命であるといえます。

以来、平成 24 年 5 月に至る 80 年の長きにわたり本会は、地方自治の発展、議会の機能強化を図るため、全力を挙げて活動してまいりました。最近では平成 23 年 4 月 28 日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）、国と地方の協議の場に関する法律、地方自治法の一部を改正する法律、いわゆる地域主権関連 3 法が成立したところです。

なかでも「国と地方の協議の場」の設置は、自治体関係者にとって積年の悲願であるとともに、実現によって法に担保された実効性ある国との対話が可能となりました。平成 23 年 6 月 13 日の初協議以降、消費税率の引上げにあたり地方配分が焦点となった「社会保障・税一体改革」、国と地方の費用負担の配分を巡り激論が交わされた「子どもに対する手当」など、地方側の主張に対し国も譲歩するという成果が早くも得られています。

私は、記念すべき初の協議の場から 2 日後の 6 月 15 日開催の第 87 回定期総会で第 59 代会長に選任されました。自治体関係者にとっての悲願成就が、自身の会長就任と時期を同じくしたこともあり、協議の場に対する思い入れはひとしおのがあります。私は協議の場をはじめとしたあらゆる機会を通じ、市議会の皆様方と共に力を合わせ、地方分権改革の推進等の諸課題の実現に向け、全力を尽くしてまいる所存です。

本誌は創立 80 周年を記念し、平成 24 年度を含め過去 10 年度にわたる地方分権改革推進の歴史を中心に取りまとめました。近年の地方分権に関する歴史を俯瞰することにより、今後の本会における活動に役立てば幸いです。

〔上〕 基幹税の充実による地方への税源移譲など柱とした「骨太方針第3弾」の閣議決定を受け、片山虎之助・総務大臣（中央）と面談する地方六団体代表。平成15年6月27日
 〔下〕 「地方ができることは地方に」地方六団体代表は、年末に具体化される地方税財政の三位一体改革に向け「市町村への税源移譲や地方交付税の配分を優先すべき」と麻生太郎・総務大臣（中央）へ訴えた。同年10月17日



§1 三位一体改革への期待

(平成15年度)



片山 尹・第55代本会会長
 (元北九州市議会議員)
 会長任期 平成15年6月19日
 ～17年2月9日

小泉政権下の平成15年6月27日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」いわゆる「骨太方針第3弾（2003）」が閣議決定された。三位一体改革の一環として、4兆円に及ぶ国庫補助負担金の廃止を進める方針が打ち出された。

小泉内閣が進めた改革のうち、国と地方の税財政関係の改革が「三位一体改革」と称される所以は、平成14年6月25日に閣議決定された「骨太

方針第2弾（2002）」に起因する。第2弾で「国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、具体的な改革案を今後1年以内を目処にとりまとめる」と記述された一節が、改革の名称として定着した。骨太方針第3弾は、小泉内閣が掲げた「聖域なき構造改革」のうち、国と地方の関係を対象とした改革と位置付けられる。同方針に基づき政府は、平成16年度政府予算へ反映させるべく、本格的な作業をスタートさせた。

骨太方針第3弾には、三位一体改革を進めるにあたり、4兆円に及ぶ国庫補助負担金の改革のほか、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲が明記された。地方交付税については、財源保障機能を全般的に見直し、平成18年度までに縮小する方向で見直すとされた。税源移譲については「基幹税」の充実を基本とし、削減する補助金の8割程度を目安に、義務的経費については、徹底的な効率化を図ったうえで、全額を地方へ移譲する



【上】「地方税財政基盤確立全国大会」で決議を採択したのち、地方六団体代表は福田康夫・内閣官房長官（左）らと面談し「基幹税による国から地方への税源移譲」を基本とした三位一体改革の早期実現を求めた。平成15年11月19日【下】竹中平蔵・金融・経済財政担当大臣（左）にも面談し、三位一体改革初年度となる平成16年度政府予算編成に向け、基幹税による税源移譲への理解を重ねて求めた。同日

と掲げた。また、平成16年度政府予算の基本的な考え方として、地方財政は三位一体改革を推進し、地方財政計画の規模抑制に努めるとともに、引き続き地方交付税の算定方式を見直すとされた。

本会は、平成15年6月19日に開催した第79回定期総会において同月18日に示された骨太方針第3弾の原案を踏まえ、「税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する決議」を採択した。

決議は、三位一体改革の構成要素「税源移譲」「地方交付税」「国庫補助負担金」について、骨太方針第3弾の閣議決定に先立ち、政府の地方分権改革推進会議が同月6日、半数近くの委員が反対するなかで税源移譲を「先送り」する内容の意見をまとめ、小泉純一郎・内閣総理大臣へ提出したことに対し、地方分権改革の名の下、単なる国から地方への財政負担の転嫁に終わってしまうのではないかと懸念を示し、真の意味で三位一体となった改革となるよう求めている。

また、本会をはじめとする地方六団体は、骨太

方針第3弾が閣議決定された同月27日、連名による会長談話を発表した。談話では「具体的目標が設定されるとともに、国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲について、地方公共団体が従来から要望してきた基幹税の充実を基本に行うなどの道筋が示された」と評価するとともに、真の地方分権を推進するためにも、国と地方の役割分担に応じた税源配分の見直しを進め、地方税財源の充実強化を図る必要があるとし、改めて「地方分権時代に相応しい地方税財政基盤の確立を目指した三位一体改革の着実な推進」を強く求めている。

骨太方針第3弾の閣議決定を受け、三位一体改革の早期実現を求める意見書が多くの市議会で採択され、国会や政府へ提出された。

§2 税源移譲は先送り

(平成16年度)

三位一体改革の推進にあたり、自治体の平成16

〔上〕 地方六団体は地方税財政の三位一体改革に伴い政府から要請されていた国庫補助負担金改革案を小泉純一郎・内閣総理大臣（右）へ地方六団体代表が提出した。改革案は補助金3・2兆円の削減を提言。地方意見の反映を担保するため、国と地方の協議機関設置を改革の前提条件としたりうえで「税源移譲との一体的実施」などを求めた

〔下〕 当日は麻生太郎・総務大臣（右）も同席した。平成16年8月24日



年度予算編成が本格化する1月から3月にかけて、国の予算編成の内容に対し「地方への負担転嫁の反対」「地方交付税の大幅削減反対」とする意見書が多くの団体で採択された。

各団体の意見を踏まえ本会は、平成16年5月25日開催の第80回定期総会で「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める決議」を採択した。同日、地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会が「地方財政危機突破総決起大会」を開き決議を採択するなど、税源移譲の実現に向けた動きを活発化させた。

政府は同年6月4日、「骨太方針第4弾（2004）」を閣議決定し、三位一体改革について「改革の全体像を16年秋に明らかにする。その際には、地方の意見に十分耳を傾ける」としたほか、「全体像には、残り3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向性を盛り込む」とした。政府は同方針に基づき、概ね3兆円規模の税源移譲を図る前提条件として国庫補

助負担金改革の具体案を同年8月20日までに取りまとめるよう地方六団体へ要請した。

本会では、国庫補助負担金改革案作成の取組方針を同年7月15日開催の理事会で説明。最終的には同年8月18日、正副会長・部会長・六委員会正副委員長等会議の場において地方六団体案として「国庫補助負担金等に関する改革案」を了承した。同案には、地方分権改革の理念を進めるための税源移譲や地方交付税のあり方、国の関与等の見直しに関する具体例などが盛り込まれた。

この改革案は翌19日に開催された地方六団体会長会議で決定され、同月24日には小泉純一郎・内閣総理大臣へ直接手渡されている。併せて「国と地方の協議の場」の設置について確約を求めるとともに、地方分権改革の本旨にかなった改革となるよう要請。小泉総理からは、改革案の実現に向け全力で取り組む方針が伝えられた。なお、改革案は「①改革案を提案するにあたっての前提条件」「②三位一体改革の全体像」「③平成17年度及



【上】具体事例をまとめ、地方六団体代表は細田博之・内閣官房長官（左から2人目）と面談。地方が提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」に対抗するため、関係省庁が自治体へ補助金堅持に向けた働き掛けをしていた実態を示した。平成16年10月5日【下】「地方分権推進総決起大会」を開催し、地方がまとめた改革案に基づく三位一体改革の実現を求めた。同年11月17日

び18年度における国庫補助負担金等の改革」「④国による関与・規制の見直し」で構成されていた。

【第28次地方制度調査会（平成16年3月1日～18年2月28日）】第28次地制調が平成16年3月1日に発足し、道州制のあり方、議会のあり方等について平行して審議した。議会のあり方については、三議長会からの提言・要望を踏まえて検討された。本会は、議長への議会招集権の付与、委員会への議案提出権の付与、議会の附属機関設置制度の創設など15項目を制度改正の論点とし、平成17年4月15日に開催された第19回専門小委員会へ提示した。審議の結果、同年12月9日に開催された第4回総会で「地域の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」が取りまとめられ、同日、小泉純一郎・内閣総理大臣へ提出された。平成18年5月には、同答申を踏まえた改正地方自治法が成立している。

同改正法のうち議会関係では、議長への臨時会

招集請求権の付与、専決処分の要件の明確化、委員会制度の改正（委員会への議案提出権の付与等）、専門的知見の活用などの改正が図られた。また、地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置として、副知事や助役制度の見直しなどとともに、地方六団体への情報提供制度が創設された。道州制については平成18年2月28日、「道州制のあり方に関する答申」が小泉総理へ提出された。

地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」では、改革案提示の前提条件として「国と地方の協議機関の設置」を盛り込み、地方側の意見が確実に改革の全体像へ反映されるよう求めていた。

地方側の強い主張により平成16年9月14日、三位一体改革をテーマに法的な根拠規定に基づく会合ではなかったものの、初めて「国と地方の協議の場」が開催され地方六団体代表は、細田博之・内閣官房長官ら政府側代表と膝詰めで意見を交わした。地方六団体代表は同年10月5日、改めて細田長官と面談し、三位一体改革に地方の意見を確実に反映

【上】地方六団体は「分権改革日本」全国大会を開き、地方が示した改革案に沿った3兆円の税源移譲実現などを求める決議を採択した。平成17年6月1日。【下】3兆円規模の税源移譲のうち「三位一体改革」で先送りされた6千億円分を確実に地方財源とするため、政府の要請を受けまとめた約1兆円の補助金改革案を小泉純一郎・内閣総理大臣（中央）へ提言。同年7月20日



させ、真の改革実現を図るためにも継続して協議の場を開催するとともに、地方の改革案実現に向け速やかに対応案を提示するよう求めた。

計7回の協議を経て同年11月26日、政府・与党合意による「三位一体改革について」が地方六団体へ示された。対応案の提示を受け、地方六団体は同月29日に共同声明を発表。「よりよい三位一体の改革案づくりのため、国と地方が対等の立場で真剣に協議を重ねたことは、地方分権の実現、地方自治の確立の観点から画期的」と評価しつつ「その内容についてみると、多くの課題が先送りされるとともに、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多い」と指摘している。

§3 3兆円の税源移譲

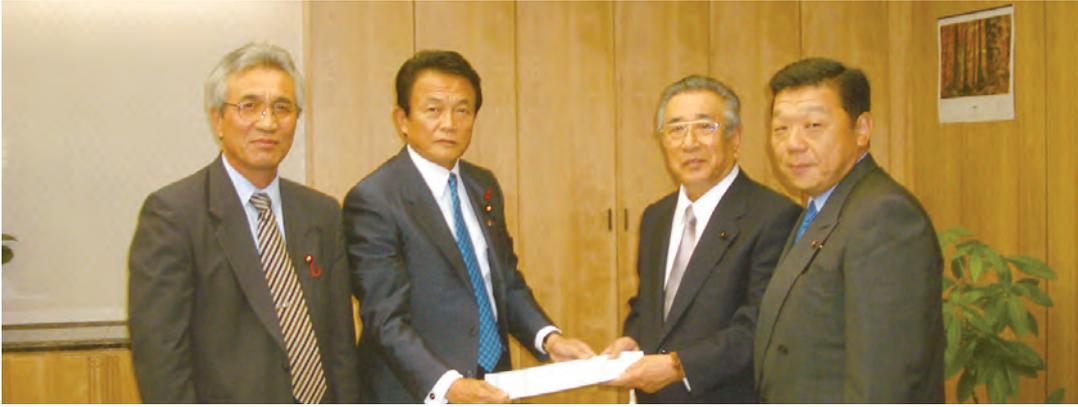
(平成17年度)

政府は平成17年6月、三位一体改革で残された



国松誠・第56代本会会長
(元藤沢市議会議長)
会長任期 平成17年5月25日
～ 19年3月28日

課題へ対処するため「骨太方針第5弾（2005）」を閣議決定した。同方針では、国庫補助負担金改革について、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量を高め自主性を拡大する改革を実施し、「国と地方の協議の場」で政府は地方の意見を聞きつつ議論を進めるとした。また、税源移譲では概ね3兆円規模を目指すとし、平成18年度税制改正で個人住民税所得割のフラット化を基本に、所得税から個人住民税への移譲を実施するとした。地方交付税では、国の歳出見直しと歩調を合わせつつ地方の歳出を見直し、抑制するとした。併せて税源移譲に伴い、自治体間の財政力格差が拡大しないよう



【上】「議会のありかた」を審議している第28次地制調の答申取りまとめを控え「議会招集権の議長への付与」「法定受託事務に係る制限廃止など議決権の拡大」「専決処分要件の見直し」などを柱とした緊急要望をまとめ、三議長会が麻生太郎・総務大臣（左から2人目）へ要請。平成17年10月5日【下】地方交付税の総額確保などを求め竹中平蔵・総務大臣（左から4人目）と協議。同年12月7日

適切に対応するとともに、平成 18 年度では地域で必要な行政課題へ適切な財源措置を施し、安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税など一般財源総額を確保するとした。

地方六団体は平成 17 年 7 月 20 日、政府からの再要請に基づき「国庫補助負担金等に関する改革案 (2)」を小泉純一郎・内閣総理大臣へ提出。総額で 9,970 億円にのぼる移譲対象補助金を列挙するとともに、平成 19 年度以降を「第 2 期改革」と位置付け、真の地方分権の確立に向けた取組みを求めた。このほか、「国と地方の協議の場」「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」での意見陳述、「地方分権改革総決起大会」の開催など、改革実現への活動を展開した。

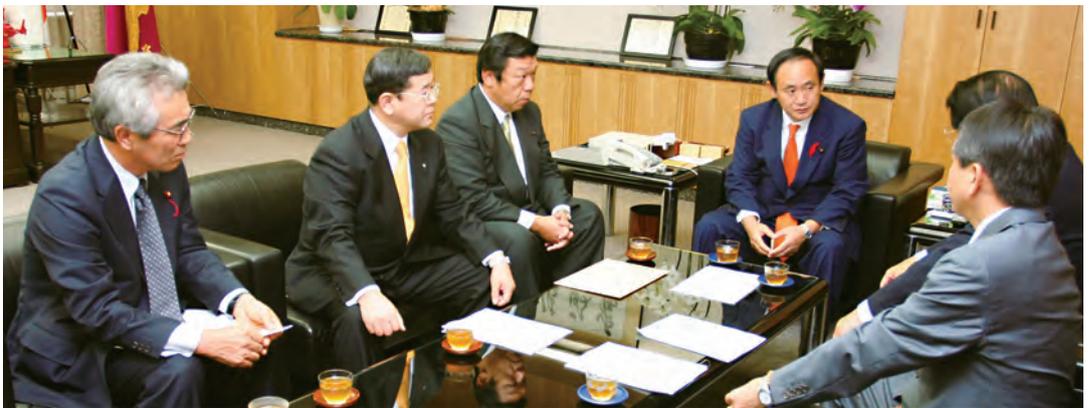
国庫補助負担金については、平成 16 ~ 18 年度政府予算で 4 兆 6,661 億円の改革が実施され、うち税源移譲へ結びつく補助金改革額が 3 兆 1,176 億円、税源移譲額は 3 兆 94 億円とされ、義務教育費国庫補助負担金については国庫負担制度を維持しつつ、

費用負担の割合を現行の 2 分の 1 から 3 分の 1 とし、8,467 億円を減額、税源移譲することとされた。

§4 第2期地方分権改革へ (平成18年度)

平成 7 年の地方分権推進法の施行以降 6 年間続いた「第 1 次分権改革」では機関委任事務を廃止し、法制度上は国と地方の関係は「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと移行した。平成 14 年からの「三位一体改革」では、国から地方へ 3 兆円の税源移譲が実現した。明治の近代国家形成期から続いてきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理から、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ転換させる貴重なステップとなった。しかしながら、三位一体改革で 3 兆円の税源移譲は実現したものの、財源を生み出すために必要だった多くの国庫

〔上〕 地方六団体が内閣へ提出していた「地方分権の推進に関する意見書」に対し、閣議決定を経た回答を六団体側へ手渡す竹中平蔵・総務大臣（左） 〓平成18年7月21日 〔下〕 「地方分権改革推進法案」が会期中の第165回国会（臨時会）へ提出される方向にあるなか、第二期地方分権改革の実現を図るため、同法案の早期制定を閣僚就任直後の菅義偉・総務大臣（中央）らへ要請した 〓同年10月13日



補助負担金の改革は不十分であり、国の強い関与が残されることとなった。

本会をはじめとする地方六団体では平成18年1月13日、学識経験者で構成する「新地方分権構想検討委員会」を発足させた。同検討委員会では、平成19年度以降の第2期改革における分権型社会のビジョンに関する提言や、国の分権改革推進論議を促進することなどを目的とし、議論を重ねた。同年5月11日には同検討委員会が取りまとめた「分権型社会のビジョン」の中間報告が地方六団体に提出された。中間報告では、国と地方の税財源改革について「①新地方分権推進法の制定」「②国と地方の協議の場を法定化し『地方行財政会議』を設置」「③税財源移譲に対応し国庫補助負担金の総件数を半減」など、地方財政自立のための7つの提言を明示した。地方六団体は、提言の実行に向けて全力を挙げて取り組むとともに、政府の経済財政諮問会議（議長＝小泉純一郎・内閣総理大臣）が策定する骨太方針第6弾（2006）へ、地方の意見を反映させて

いくための対応策を検討していくこととした。

地方六団体は同年6月7日、地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、竹中平蔵・総務大臣のほか、河野洋平・衆議院議長、扇千景・参議院議長へ「地方分権の推進に関する意見書」を提出した。意見書は、5月にまとめられた新地方分権構想検討委員会の中間報告に基づくものであり、政府が策定する骨太方針第6弾に対し、意見書に掲げる提言を反映させることを目的に、意見書提出権を行使した。第1次分権改革の平成6年9月以来、12年ぶり2度目となる意見書提出権の行使となった。

地方六団体の意見書提出を踏まえ政府は平成18年7月7日、経済財政諮問会議がまとめた骨太方針第6弾を閣議決定した。骨太方針第6弾では、地方分権に向けて関係法令の一括した見直しを進めるとともに、国の関与、国庫補助負担金の廃止・縮小を図ると明記され、同年12月8日の「地方分権改革推進法」の成立へとつながった。同法成立に



【上】第165回国会（臨時会）が平成18年12月19日に閉会したのち、地方六団体代表は安倍晋三・内閣総理大臣（右）と面談し、「地方分権改革推進法」の成立（同年12月8日）を評価した。同年12月22日【下】第二期地方分権改革（平成19～21年度）を確実に推進するため、地方六団体は「地方分権改革推進本部」を発足、分権推進法成立後の課題解決に意欲を示した。平成19年1月16日

向け地方六団体は、同年11月27日に「地方分権改革推進全国大会」を開催し、関係各方面へ精力的に働き掛けていた。同法が成立したことで以降、「地方分権改革推進計画」の策定など第2期地方分権改革（平成19～21年度）の推進や、第2期改革後の「地方分権改革一括法」の制定に向けた第一歩を踏み出すこととなった。

地方六団体は平成19年1月16日、地方自治確立対策協議会に「地方分権改革推進本部」を設置。新地方分権構想検討委員会が、平成18年11月29日にまとめた最終報告を踏まえ、第2期地方分権改革の具体的方策を検討したうえで、国へ積極的に働きかけていくこととした。

【本会研究フォーラム】平成18年8月3日、地方分権改革の進展や市町村合併により、都市に対する基礎的自治体としての役割が一層期待されるなか、市民の負託と信頼への確に込めるべき議会の更なる機能向上策を検討するため、本会主催による「第1回全国市議会議長会研究フォーラム」が日比谷公会堂で開催され、以降、毎年、各市において同フォーラムを開催することとなった。

天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ式典挙行〓平成19年11月20日、東京国際フォーラム



§5 地方が主役の国づくり

(平成19年度)



藤田博之・第57代本会会長
(前広島市議会議長)
会長任期〓平成19年6月19日
〓21年5月27日

地方自治法が施行されてから60年目を迎える記念すべき年となった平成19年、地方分権改革推進法が4月1日に施行され、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置された。同委は発足と同時に「地方への権限移譲」「国の補助金」「地方交付税」など、地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議し、内閣が作成する「地方分権改革推進計画」に向けて具体的な指針を勧告す

ることとされた。改革推進法は3年間の時限立法であり、政府は3年以内に、同委の勧告に従い策定する改革推進計画に基づき、関係法令をまとめて改正する「地方分権改革一括法案」を国会へ提出することとされた。

同委は同年5月30日、「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」を取りまとめ、調査審議の方針を示した。この「基本的な考え方」では、基礎的自治体優先を基本原則として掲げ、自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する「地方政府」の確立を目指すこととされ、国と地方の役割分担の徹底した見直し、条例による法令の上書きを含めた条例制定権の拡大を図ることとされた。同年11月16日には「基本的な考え方」を踏まえ、勧告に向けた「中間的な取りまとめ」を決定。「地方が主役の国づくり」に向け、今後における検討の方向性が示された。特に「法制的な仕組みの見直し」では、国による義務付け・枠付けの存置を許容する場合の指標として、私有財産・私法秩序



〔上〕「第二期地方分権改革の早期実現」「地方税財源の充実強化と偏在是正」「地方交付税の総額確保・機能堅持」の3点を柱とし、増田寛也・総務大臣（中央）らに要請〓平成19年8月30日〔下〕地方六団体代表は福田康夫・内閣総理大臣（中央）と面談。三位一体改革の名目で平成16年度以降、地方交付税を大幅に削減したことが地域間格差の拡大につながった1つの原因と指摘した〓同年10月4日

の事務処理や国民保護に関する事務など7項目を設定するとともに、これに該当しないものは原則廃止を求める方針とした。同委は、この指標に基づき、全部・一部の条例委任、または条例制定権の拡大を図ることとした。

「地方が主役の国づくり」に向け地方六団体は同年9月18日、同委からの要請もあり「地方支分部局の整理に関する基本的な考え方」をまとめた。

この「考え方」は3本の柱で構成されている。まず、1番目の柱では地方支分部局の事務・権限等について、必要性を十分に精査し不要な事務・権限は廃止したうえ、さらに仕分けを実施することとした。「民間でできること」「民間が行うに相応しいこと」は民間に委ねることとし、なおも実施すべきものについては、地方分権の立場から「地方が行うべきもの」「地方でできることは地方で行う」という考え方の下、国と地方の役割分担の明確化を図り、地方に対して事務・権限等を一体的に移譲すべきとした。併せて事務・権限の執行に

必要となる財源についても一体的に移譲すべきとした。

2番目の柱では、1番目の柱に基づき、特に国と都道府県による二重行政の解消を図る観点から「都道府県単位の地方支分部局については、原則廃止」「ブロック単位の地方支分部局については、地方でできるものは廃止」「ただし、国の存立に関わる事務を取り扱う組織等は除く」とする基本方針に従い、廃止または縮小すべきとした。

3番目の柱では、地方支分部局の廃止、事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員について、まず国として組織・事務の徹底したスリム化を進めたいうで、地方として必要な人員の受け入れについて協力するものとした。

このほか政府は、同年7月3日に第29次地方制度調査会を立ち上げた。安倍晋三・内閣総理大臣から第29次地制調へ諮問された審議項目には「議会制度のあり方」が盛り込まれ、「議会の団体意思決定機構や監視機能の向上策」「議会制度の自由度

〔上〕道路特定財源の暫定税率維持に対する国民の理解を求め街頭活動を展開する地方六団体代表。「ねじれ国会」の影響で平成20年3月31日、暫定税率は期限切れを迎えた。同年2月8日、東京・新宿駅東口〔下〕道路特定財源の暫定税率を定める改正租税特別法成立（同年4月30日）を受け福田康夫・内閣総理大臣（中央）に対し暫定税率の失効に伴う地方の歳入欠陥への補填措置を求めた。同年5月1日



の拡大」「議員定数」「幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備」を取り上げて検討することとなった。地制調委員には本会の藤田会長も名を連ね、分権時代の地方議会が住民の負託に応え、議会機能を発揮していくために、議会の組織・運営を制約している関係法令上の諸規定の撤廃など、地方議会の自主性・自律性を高める抜本的な制度改正を求めた。

【本会研究フォーラム】平成19年10月15日から16日にかけて「第2回全国市議会議長会研究フォーラム」が熊本市で開催された。

S6 道路特定財源が焦点 (平成20年度)

平成20年1月18日、第169回通常国会が開会した。この通常国会には「道路整備費の財源等の

特例に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されることとなっており、同法案成立の成否が最大の焦点となっていた。同法案は、同年3月31日で適用期限が切れる道路特定財源の暫定税率を10年間延長することを主たる内容とするものであり、ねじれ国会の下での法案成立は予断を許さない状況となっていた。

暫定税率が適用期限切れを迎えることとなれば、地方の大幅な税収減は避けられず、単年度あたり9,000億円もの減少が見込まれるほか、暫定税率撤廃の影響により、道路特定財源を原資とする「地方道路整備臨時交付金」が廃止されれば、税収減と合わせ地方の道路整備財源は1兆6,000億円もの減収となる。

地方六団体は同年1月21日、「道路特定財源確保緊急対策本部」を立ち上げ、関連法案の年度内成立に向け、取り組むこととした。同年2月8日には「道路特定財源の確保緊急大会」を開催するとともに、大会終了後には街頭活動も展開した。



【上】政府の地方分権改革推進委員会へ閣僚就任直後の鳩山邦夫・総務大臣（左、右は丹羽宇一郎委員長）が出席。鳩山大臣は国の出先機関見直しに当たり「闘う総務大臣にならなければならないと自ら鞭打っている」と語った。平成20年9月30日【下】第29次地制調が「監査機能の充実・強化」「議会制度のあり方」について審議。監査委員の選任方法などが焦点だった。同年12月5日、第3回総会

同年3月24日には与野党に対し、同年3月31日までに関連法案を成立させるよう促す「道路特定財源の暫定税率関連法案の速やかな成立を求める緊急声明」を発表するとともに、福田康夫・内閣総理大臣のほか、民主党の菅直人・代表代行らと面談し、暫定税率維持を前提とする与野党協議を行うよう働き掛けた。

しかしながら、参議院で一度も関連法案が審議されないまま同年3月31日を迎え、自動車重量税を除く暫定税率は期限切れとなった。暫定税率の期限切れを目前に控え、地方六団体は同日に「参議院の責務全うを求める緊急声明—道路特定財源関連法案の審議促進」を発表し、暫定税率の維持を強く求めた。

同年4月8日、経済財政諮問会議が開かれ、福田内閣初となる「骨太方針第8弾（2008）」に向けた議論が開始された。この日の会議では、道路特定財源の一般財源化を骨太方針へ盛り込む方向性が確認されるとともに、暫定税率について「期限

切れに伴いガソリン税率が下がっているが、地球温暖化対策の観点からも、ガソリン税率は引き下げるべきではない」とする意見が出された。福田総理は道路特定財源の一般財源化について「骨太方針へ盛り込んでいきたい」と述べたうえで、経済財政諮問会議でも徹底的に議論するよう指示した。

同年4月18日、地方六団体は「道路暫定税率の回復と住民生活の安定を求める緊急大会」を開催し、かつての景気対策のための地方債が順次償還の期限を迎えているなか、暫定税率の失効により返済に支障をきたしている窮状について、出席した政府・与党幹部へ理解を求めた。大会では緊急決議を採択し、地方六団体代表は大会を終えたのちに福田総理と面談。暫定税率回復への尽力を求めた。地方六団体の努力が実り同年4月30日、改正特措法が衆議院本会議で再可決され成立。同年5月1日から暫定税率が復活することとなり、1日あたり国で約40億円、地方で約20億円にも及ぶ

〔上〕「国・地方の定期意見交換会」の開催に先立ち、地方六団体代表は麻生太郎・内閣総理大臣（左から2人目）と面談。地方分権改革を強力に推進するよう要請した。定期意見交換会では、内閣官房長官や総務相ら政府側代表へ、地方分権改革の推進のほか「地方税財源の充実強化」を求めた。平成21年5月27日〔下〕第29次地制調が、第4回総会で最終答申をまとめた。同年6月16日、第4回総会



歳入欠陥が続く事態に終止符が打たれた。

同年6月27日、政府は骨太方針第8弾を閣議決定した。道路特定財源については「平成21年度から一般財源化する」とし、「その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する」とされた。このほか地方分権改革の推進について「平成21年度中できるだけ速やかに『新分権一括法案』を国会に提出」「国の出先機関を大胆に合理化」などが改めて強調されたものの、「権限移譲に伴う財源措置」「専門の人材育成」「(仮) 地方行財政会議の設置」などは示されなかった。地方財政については、地方税や地方交付税等の一般財源総額を確保するとともに、交付税を財政の厳しい地域へ重点配分する方針が盛り込まれた。しかし、地方六団体が政府へ促してきた「地方消費税の充実等を通じた地方税源の強化」については一切触れられなかったほか、「地方交付税の復元・増額」なども明文化されなかった。

【本会研究フォーラム】平成20年10月15日から16日にかけて「第3回全国市議会議長会研究フォーラム」が釧路市で開催された。

§7 第29次地方制度調査会が答申 (平成21年度)



五本幸正・第58代本会会長
(元富山市議会議長)
会長任期 平成21年5月27日
〜 23年6月15日

平成19年7月3日に発足した第29次地方制度調査会では、2年間にわたり自治体運営に対するチェック機能を充実させる観点から「監査機能の



【上】鳩山由紀夫・内閣総理大臣（右）に対し、地方六団体代表は「国と地方の協議の場の法制化」を申し入れるとともに、地方交付税を事業仕分けの対象としていることへ疑義を呈した。平成21年11月16日、官邸【下】原口一博・総務大臣（左）は「地域主権戦略大綱」を策定し、国と地方の協議を法制化すること、国が地方を縛る「義務付け・枠付け」を見直すことへの決意を示した。同年12月17日

充実・強化」及び「議会制度のあり方」を審議項目として取り上げ、地制調の下に置かれた専門小委員会で審議を重ねてきた。その結果、平成21年6月16日に取りまとめられた「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」において、「契約の締結及び財産の取得・処分に係る議決事件の拡大」「議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大」などが盛り込まれた。その一方、二元代表制を採る我が国の地方自治制度の下で、一方の住民代表機関である議会が自ら議事を招集できるよう、本会が求めてきた「議長への議会招集権の付与」については、引き続き検討することとされた。取りまとめられた答申は同日、片山善博・副会長から麻生太郎・内閣総理大臣へ提出された。この答申を受け政府は、第174回通常国会へ地方自治法改正案を提出するとともに、関係政省令を改正することとした。

平成22年2月22日、総務省は第174回通常国会へ提出を目指すなか、本会へ地方自治法の一部

を改正する法律案の概要を示した。今回の自治法改正案には、議員定数の法定上限撤廃のほか、議決事件の範囲の拡大、議会事務局等の行政機関等の共同設置などが盛り込まれていた。その後、この自治法改正案は、「地域主権関連3法案」として審議されることとなる。

【地方議会議員年金制度】国は、地方議会議員年金の財政状況が悪化していることから、今後の地方議会議員年金のあり方について検討するため「地方議会議員年金制度検討会」を平成21年3月30日に設置した。本会からは藤田会長（広島市議会議長）が委員として検討会へ出席した。なお、藤田会長は、会長退任後も引き続き平成22年12月まで委員として同検討会に参加した。

地方議会議員年金制度の見直しについて検討を続けてきた同検討会から平成21年11月2日、「給付と負担の見直し案」が示された。国の見直し案に対し、本会は「①市町村合併の影響については

〔上〕先の通常国会へ提出されたものの継続審議となっていた地域主権関連法案の早期成立を求め地方六団体代表は片山善博・総務大臣（右）ら政務三役と面談した。平成22年9月24日。〔下〕菅直人・内閣総理大臣（左から3人目）に対し、会期中の臨時国会で地域主権関連法案を成立させるよう求めるとともに、子ども手当は全額を国庫負担とするよう申し入れる地方六団体代表。同年11月22日。



全額公費」「②議員負担と公費負担との割合を5対5」とすべきとし、「これが受け入れられない場合には、廃止もやむなし」とする本会の考え方を取りまとめ、全国の市議会の意見を集約したうえで本会案として、同年12月4日の同検討会へ提示した。

その後、国は、年金をはじめとする三議長会と協議を重ねた結果、平成22年12月、地方議会議員年金制度を平成23年6月1日をもって廃止とする対応方針を決定した。この制度廃止措置を講じる法案は国会へ提出され、可決成立し、平成23年6月1日から施行された。

【本会研究フォーラム】平成21年10月21日から22日にかけて「第4回全国市議会議長会研究フォーラム」が金沢市で開催された。

§8 政権交代後の地方分権 (平成22年度)

平成21年8月30日に実施された第45回衆院選では民主党が多数を占め、同年9月16日、鳩山内閣が誕生した。鳩山由紀夫・内閣総理大臣は、「地域主権改革が政権の1丁目1番地」と高らかに謳い上げた。このようななか、政府の地方分権改革推進委員会は第3次勧告を取りまとめ、同年10月7日に、丹羽宇一郎・地方分権改革推進委員長から鳩山総理へ提出した。勧告の柱は「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」「地方自治関係法制の見直し」「国と地方の協議の場の法制化」の3本であり、このうち「国と地方の協議の場の法制化」は、地方六団体設置の新地方分権構想検討委員会が平成18年にまとめた「分権型社会のビジョン中間報告」の提言以来、地方六団体が実現を強く求めてきたものである。「義務付け・枠付け」に関しては、平成20年12月8日の第2次勧告で対象範囲



子ども手当の財源負担を巡り片山善博・総務大臣（左）と協議する地方六団体代表 平成23年12月16日

地方分権改革推進委員会 第3次勧告(概要)

平成21年10月

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記の(a)(b)(c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)
(条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み)

(a)自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準→「廃止又は条例への委任」へ見直し
・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化①「従うべき基準」②「標準」③「参酌すべき基準」
・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b)自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)→「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し
※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c)計画の策定及びその手続の自治体への義務付け→「廃止又は単なる奨励(「できる」「努める」等)へ見直し
※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう(今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。)

具体的に講ずべき措置を提示した条項数

(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

第2章 地方自治関係法制の見直し

○教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直しして選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断

○地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

第3章 国と地方の協議の場の法制化

○国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき
試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

が整理され、「義務付け・枠付け」を残さざるを得ないとされる基準に非該当で、見直し対象とされた条項は4,076本とされていた。第3次勧告ではこの4,076条項のうち、特に問題があるとして「施設・公物設置管理の基準」「協議、同意、許可・認可・承認」「計画等の策定及びその手続」の3類型、892条項の改善が必要と位置付けた。

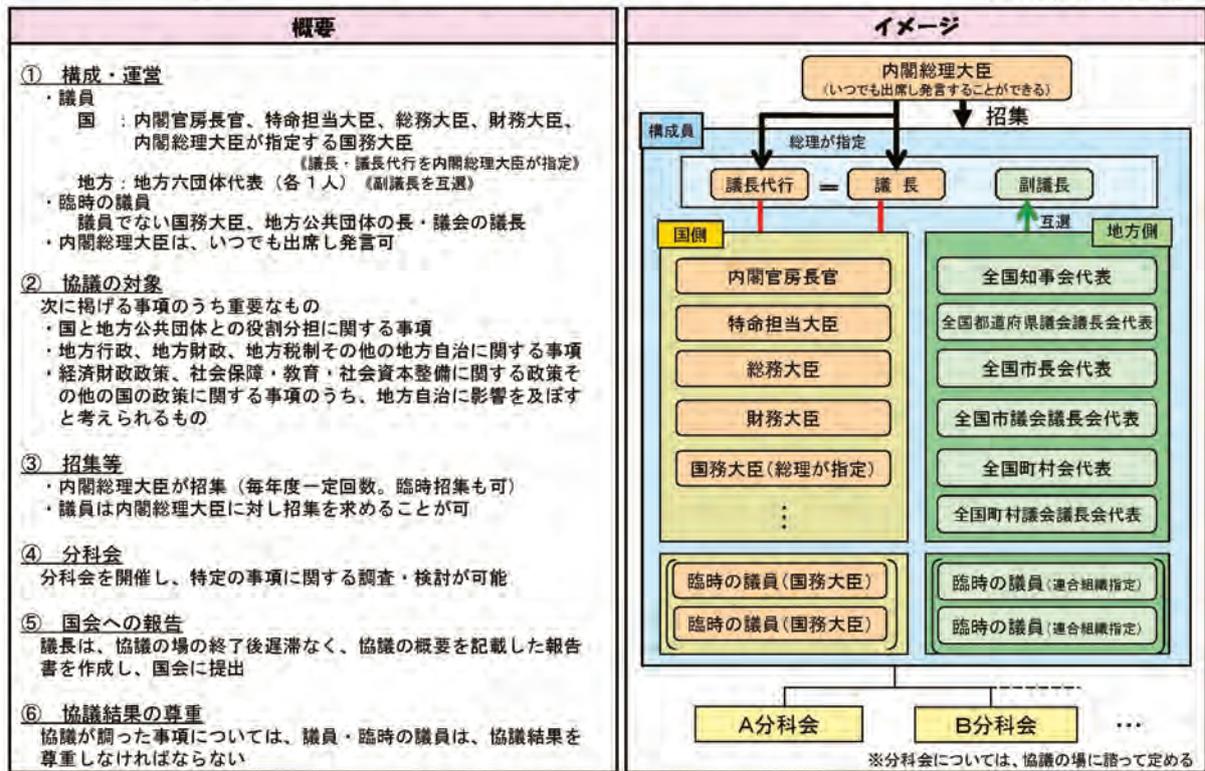
鳩山内閣は地域主権戦略会議（議長＝鳩山由起夫・内閣総理大臣）で「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」「国と地方の協議の場」などを内容とする「地方分権改革推進計画」を取りまとめ、同年12月15日に閣議決定した。義務付け・枠付けを柱とする「地域主権改革推進一括法案」「国と地方の協議の場に関する法律案」及び第29次地方制度調査会の答申を受けまとめられた地方自治法改正法案は「地域主権関連3法案」として、第174回通常国会へ提出されたが、通常国会さらには、この年2度の臨時国会でも成立せずに越年した。

平成22年6月8日に発足した菅内閣は、同月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、「義務付け・枠付け」の第2次見直し分と併せ、都道府県から市町村への権限移譲を内容とする「第2次地域主権改革推進一括法案」を取りまとめることとされた。また、年が押し迫った同年12月28日には「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定し、国の出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること、平成24年の通常国会へ法案を提出すること、平成26年度中での移譲を目指すこととした。

【本会研究フォーラム】平成22年10月20日から21日にかけて「第5回全国市議会議長会研究フォーラム」が大分市で開催された。

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成 23 年 5 月
内閣府地域主権戦略室



§9 国と地方の協議の場の法制化

(平成23年度)



関谷博・第59代本会会長
(下関市議会議長)
会長任期 平成23年6月15日
〜現在

平成 23 年 4 月 28 日、地域主権関連 3 法案—「国と地方の協議の場に関する法律案」「第 1 次一括法案(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案)」「地方自治法の一部を改正する法律案」—が、参議院本会議で可決され成立した。法案提出から 1 年余が経過していた。

特に法制化された「国と地方の協議の場」は、

自治体関係者にとって長年の悲願であった。近代日本における地方自治制度が整備された明治期以来、政府側と地方側それぞれの代表者が対等な立場で交渉の場を持つ機会は、国と地方の協議の場に関する法律が成立するまで、法に担保された制度として存在していなかった。同年 6 月 13 日には、第 1 回の国と地方の協議の場が開催され、「社会保障・税一体改革」「東日本大震災からの復旧・復興」を議題に協議が行われた。

このほか地域主権関連 3 法のうち、第 1 次一括法が成立したことにより、41 法律に関し「義務付け・枠付け」の見直しが図られ、条例制定権の拡大が図られた。改正自治法では、議員定数の上限が撤廃されたほか、議会事務局の法制担当や監査委員事務局が複数市町村で共同設置できるようになった。同年 8 月 26 日には、第 2 次一括法が成立し、188 法律にわたる「義務付け・枠付け」の見直しが図られた。さらに第 3 次一括法が平成 24 年 3 月 9 日、第 180 回通常国会に提出されている。



【上】法制化後初となる「国と地方の協議の場」が開催され、菅直人・内閣総理大臣（右）ら政府側代表、地方六団体代表（左）が一堂に会した。当日の議題は社会保障・税一体改革、東日本大震災からの復旧・復興対策¹平成23年6月13日
 【下】菅総理（左）が「議会のあり方をはじめとする住民自治のあり方」などを第30次地制調へ諮問した²同年8月24日

平成23年8月24日には第30次地方制度調査会が発足し、菅直人・内閣総理大臣から西尾勝会長へ諮問文が手渡された。審議項目は「議会のあり方をはじめとする住民自治のあり方」「我が国の社会情勢や地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方」「東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」。第30次地制調では諮問事項の審議に先立ち、政権交代後に総務省に設置された地方行財政検討会議における議論を踏まえて取りまとめられた地方自治法の一部改正案を審議することとなった。

第30次地制調では、同年12月15日開催の第2回総会で「地方自治法改正案に関する意見」が取りまとめられた。この意見を踏まえ政府は平成24年3月9日、「地方自治法の一部を改正する法律案」をまとめ、第180回通常国会へ提出した。改正法案は、「長による臨時会の招集に関する不適切な運営の是正」「専決処分制度の改善」「委員会制度に関する条例事項の拡大」など地方議会の運営に関

して自主性・自律性を高めようとする事項が多く盛り込まれており、これらは本会がこれまで実現を強く求めてきたものである。

【東日本大震災への対応】平成23年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする「東日本大震災」が発生した。地震の規模を示すマグニチュードが9.0を記録した大地震は、大きな揺れによる被害のほか、巨大な津波被害を東日本沿岸部へ及ぼし、地域によっては壊滅するほどの未曾有の大災害となった。また、震災は、福島第1原子力発電所に深刻な事故を引き起こした。

本会では、五本会長を本部長とする「東北地方太平洋沖地震災害支援対策本部」を同月16日に立ち上げた。対策本部の設置により、各市議会や国と連携を密にしながら、被災者の救援・救護の推進、被災地域の早期復旧・復興を推進するため、最大限の支援・協力を行うこととした。また、本会では、義援金の募集も開始したほか、同月23日と

平成24年度の「国と地方の協議の場」が始動。第1回臨時会合では「社会保障・税一体改革」(東日本大震災で発生した)災害廃棄物の広域処理「地方自治法の改正」がテーマとなった。||平成24年4月16日、写真提供||内閣広報室



29日には、被災者救援の強化や生活再建の支援、ライフライン等の早期復旧、原子力災害対策を求める「平成23年東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請」を政府など関係各方面へ実施した。

なお、義援金の総額は1億8,068万9,132円に及び、同年5月、被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県に贈呈した。

また、政府の平成24年度予算編成を控えた23年12月15日、本会の関谷会長は東北市議会議長会の役員とともに、政府や与野党幹部と面談のうえ、東日本大震災からの復旧・復興に関して要請した。

【本会研究フォーラム】平成23年10月12日から13日にかけて「第6回全国市議会議長会研究フォーラム」が青森市で開催された。

§10 改革に向けた歩みを (平成24年度)

「国と地方の協議の場」については、平成23年6月13日に第1回を開催した後も、平成23年度中に臨時会5回を含め、8回開催され、特に「子どもに対する手当」や「社会保障・税一体改革」について協議が行われた。

「子どもに対する手当」について本会は、従来から全国一律の現金給付である子ども手当については、全額国費負担とすべきであることを主張してきたが、国と地方の協議の場においては、国と地方の負担割合、さらに年少扶養控除廃止に伴う地方の住民税の増収分が議論となり、同年12月20日に開催された「国と地方の協議の場」(第3回臨時会)において、国と地方の負担割合については、国の負担を2、地方の負担を1とし、将来の地方の増収分については、現物給付に当てることなどで決着した。



自治法改正法案の速やかな審議入りを求め本会は全国都道府県議会議長会や全国町議会議長会と合同で、自由民主党の要職者へ面談した。4月30日時点でも未だ審議入りしていない。左上の写真は石田真敏・衆議院総務委員会理事、右上の写真は平井たくや・総務部会長、左下の写真は望月義夫・国土交通部会長、右下の写真は二之湯智・総務部会副部会長（本会顧問）平成24年4月5日

その後、「子どもに対する手当」については、名称を「児童手当」に改め、平成24年3月30日に改正法が成立し、施行された。

また、社会保障・税一体改革の検討にあたり、当初国は、社会保障に関する地方単独事業について、社会保障給付の全体像や費用推計に含めないこととしていたが、「国と地方の協議の場」において協議した結果、地方単独事業について、社会保障給付の全体像に含めることとされ、これに伴い、消費税増収分の国・地方の配分については、平成23年12月29日に開催された「国と地方の協議の場」（第5回臨時会）において平成27年10月1日から消費税を5%引き上げる場合の増収分の配分を「国3.46%」「地方1.54%」とすることで決着した。

なお、消費税関連法案は平成24年3月30日、国会へ提出され、現在審議中となっている。

同年4月16日には、「国と地方の協議の場」（平成24年度第1回臨時会合）が開催され、「社会保障・税一体改革」「災害廃棄物の広域処理」「地方

自治法の改正」の各協議事項について、意見交換が行われた。

議会三団体の会長は、同年3月9日に国会提出された地方自治法の改正案の速やかな審議入りを求め、三会長連名の要請文「地方自治法改正案の審議促進・早期成立について」を携え、同年4月5日、自由民主党要職者に対し法案成立に向けた審議の促進を要請した。

このほか、同月27日に第16回地域主権戦略会議が開催され、国の出先機関の権限移譲について「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」が了承され、今後は、具体的な事務内容について検討のうえ、国会へ法案提出することとされた。

【本会研究フォーラム】平成24年10月10日から11日にかけて「第7回全国市議会議長会研究フォーラム」が松山市で開催される予定となっている。

【資料編】 § 11 本会の動きと主な対応案件

【平成 15 年】	<p>6月6日 改正地方自治法成立(6/13公布) ○指定管理者制度の導入等</p> <p>6月27日 「骨太の方針2003」閣議決定 ○補助金約4兆円の廃止、縮減を目指す</p>	【平成 21 年】	<p>6月16日 第29次地方制度調査会答申 「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」</p> <p>10月7日 地方分権改革推進委員会 「第3次勧告」 ○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 ○地方自治関係法制の見直し ○国と地方の協議の場の法制化</p> <p>10月21・22日 本会第4回研究フォーラム(金沢市)</p> <p>11月9日 地方分権改革推進委員会 「第4次勧告」 ○地方税財政</p> <p>11月17日 地域主権戦略会議設置</p> <p>12月15日 「地方分権改革推進計画」閣議決定 ○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 ○国と地方の協議の場の法制化 ○今後の地域主権改革の推進体制</p>
【平成 16 年】	<p>5月19日 改正地方自治法成立(5/26公布) ○地域自治区の創設等</p> <p>6月4日 「骨太の方針2004」閣議決定 ○約3兆円の税源移譲を目指す</p> <p>8月24日 「地方六団体国庫補助負担金等に関する改革案」提出</p> <p>11月26日 政府・与党合意(三位一体改革の全体像)</p>	【平成 17 年】	<p>6月20日 「骨太の方針2005」閣議決定 ○秋までに残された課題の結論を出す</p> <p>7月13日 地方六団体改革案(2)提出</p> <p>11月30日 政府与党合意 ○約3兆円程度の税源移譲を行う</p> <p>12月9日 第28次地方制度調査会答申 「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」</p>
【平成 18 年】	<p>2月28日 第28次地方制度調査会答申 「道州制のあり方に関する答申」</p> <p>5月31日 改正地方自治法成立(6/7公布) ○出納長・収入役の廃止。地方六団体への情報提供等</p> <p>6月7日 地方分権の推進に関する意見書提出(地方六団体)</p> <p>7月7日 「骨太の方針2006」閣議決定 ○地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。</p> <p>8月3日 本会第1回研究フォーラム(東京都)</p> <p>12月8日 地方分権改革推進法成立(12/15公布)</p>	【平成 22 年】	<p>6月22日 「地域主権戦略大綱」閣議決定 ○地域主権改革の全体像 ○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 ○基礎自治体への権限移譲 ○国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革) ○ひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止 ○地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し) ○自治体間連携・道州制</p> <p>10月20・21日 本会第5回研究フォーラム(大分市)</p> <p>12月28日 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定</p>
【平成 19 年】	<p>4月1日 地方分権改革推進法施行・地方分権改革推進委員会発足</p> <p>10月15・16日 本会第2回研究フォーラム(熊本市)</p>	【平成 23 年】	<p>4月28日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)・国と地方の協議の場に関する法律・地方自治法の一部を改正する法律 成立(5/2公布)</p> <p>5月20日 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律成立(地方議会議員年金制度の廃止)</p> <p>8月26日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法) 成立(8/30公布)</p> <p>10月12・13日 本会第6回研究フォーラム(青森市)</p> <p>11月29日 義務付け・枠付けの見直し(第3次見直し)の閣議決定</p> <p>12月25日 第30次地方制度調査会「地方自治法改正案に関する意見」</p>
【平成 20 年】	<p>5月28日 地方分権改革推進委員会 「第1次勧告」 ○重点行政分野の見直し ○基礎自治体への権限移譲</p> <p>10月15・16日 本会第3回研究フォーラム(釧路市)</p> <p>12月8日 地方分権改革推進委員会 「第2次勧告」 ○出先機関改革 ○義務付け・枠付けの見直し</p>		

【資料編】 § 12 近年の地方議会・住民自治関係に関する主な地方自治法の改正

改正年	改正概要	関連する地方制度調査会答申等
平成3年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の検査権、監査請求権の機関委任事務への拡大 ○委員会における参考人制度の創設 ○議会運営委員会の条例設置 	第20次 「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」 (昭和61年2月)
平成6年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○直接請求に係る代筆署名制度の創設 	
平成11年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○機関委任事務の廃止に伴う条例制定権等の拡大 ○議員定数の条例定数制度の創設 ○議員の議案提出要件、修正動議の発議要件の緩和 	地方分権推進委員会勧告 (平成9年)
平成12年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○地方議会の意見書の国会提出 ○政務調査費制度の創設 ○常任委員会数の制限廃止 	【議員立法による】
平成14年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○議員派遣について、その根拠及び手続きを明確化 ○議会における選挙に点字投票を導入 ○直接請求の要件緩和等 	第26次 「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」 (平成12年10月25日)
平成16年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の定例会の招集回数自由化 ○「地域自治区」の創設 	【構造改革特区提案に基づく改正】 第27次 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」 (平成15年11月13日)
平成18年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○議長への臨時会の招集請求権の付与 ○専決処分の要件の明確化 ○委員会制度の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・議員の複数常任委員会への所属制限の廃止 ・委員会の委員につき閉会中でも、議長が指名することによって選任ができることとする ・委員会の議案提出権を認める ○学識経験者等の知見の活用、政策立案機能強化 	第28次 「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」 (平成17年12月9日)
平成20年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○議員の報酬に関する規定の整備 ○議会活動の範囲の明確化 	【議員立法による改正】
平成23年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○議員定数の法定上限の撤廃 ○議決事件の範囲の拡大 	第29次 「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」 (平成21年6月16日)
	(第180回国会(常会)へ法案提出)	第30次 「地方自治法改正案に関する意見」 (平成23年12月15日)

【資料編】 § 13 市区町村数の推移表 (平成 15 年 3 月 31 日～ 24 年 4 月 30 日)

実施年月日	市	区	町	村	合計	合併	市制施行
平成15年 3月31日	675	23	1,976	561	3,235		
平成15年 4月 1日	677	23	1,961	552	3,213	宮城県加美町、群馬県神流町、山梨県南アルプス市、岐阜県山根市、静岡県静岡市、広島県呉市、大崎上島町、香川県東かがわ市、愛媛県新居浜市、福岡県宗像市、熊本県あさぎり町	
平成15年 4月21日	676	23	1,959	552	3,210	山口県周南市	
平成15年 5月 1日	677	23	1,957	552	3,209	岐阜県瑞穂市	
平成15年 6月 6日	677	23	1,956	552	3,208	千葉県野田市	
平成15年 7月 7日	677	23	1,955	552	3,207	新潟県新発田市	
平成15年 8月20日	678	23	1,953	552	3,206	愛知県田原市	
平成15年 9月 1日	678	23	1,951	552	3,204	長野県千曲市	
平成15年11月15日	678	23	1,951	550	3,202	山梨県富士河口湖町	
平成15年12月 1日	679	23	1,947	550	3,199	三重県いなべ市	
平成16年 2月 1日	681	23	1,942	547	3,193	岐阜県飛騨市、本巣市	
平成16年 3月 1日	688	23	1,907	540	3,158	新潟県佐渡市、石川県かほく市、福井県あわら市、岐阜県郡上市、下呂市、広島県安芸高田市、長崎県対馬市、壱岐市	
平成16年 3月31日	689	23	1,903	540	3,155	熊本県上天草市	
平成16年 4月 1日	695	23	1,872	533	3,123	新潟県阿賀野市、長野県東御市、静岡県伊豆市、御前崎市、京都府京丹後市、兵庫県養父市、広島県呉市、府中市、三次市、愛媛県四国中央市、西予市	
平成16年 7月 1日	695	23	1,872	532	3,122	青森県五戸町	
平成16年 8月 1日	695	23	1,863	529	3,110	愛媛県久万高原町、長崎県五島市、新上五島町	
平成16年 9月 1日	696	23	1,859	529	3,107	山梨県甲斐市、鳥取県琴浦町	
平成16年 9月13日	696	23	1,857	529	3,105	山梨県身延町	
平成16年 9月21日	697	23	1,855	529	3,104	愛媛県東温市	
平成16年10月 1日	703	23	1,813	514	3,053	石川県七尾市、三重県志摩市、滋賀県甲賀市、野洲市、湖南市、奈良県葛城市、和歌山県みなべ町、鳥取県湯梨浜町、南部町、鳥根県江津市、美郷町、邑南町、隠岐の島町、安来市、岡山県高梁市、吉備中央町、広島県安芸太田町、世羅町、山口県周防大島町、徳島県吉野川市、愛媛県愛南町、上島町、高知県いの町、	
平成16年10月 4日	703	23	1,812	514	3,052	山口県光市	
平成16年10月12日	704	23	1,803	509	3,039	山梨県笛吹市、鹿児島県薩摩川内市	
平成16年10月16日	705	23	1,801	506	3,035	茨城県常陸大宮市	
平成16年10月25日	705	23	1,797	505	3,030	岐阜県恵那市	
平成16年11月 1日	712	23	1,743	487	2,965	秋田県美郷町、福島県会津若松市、茨城県日立市、新潟県魚沼市、南魚沼市、富山県砺波市、南砺市、山梨県北杜市、岐阜県各務原市、三重県伊賀市、兵庫県丹波市、鳥取県鳥取市、鳥根県益田市、雲南市、岡山県瀬戸内市、広島県江田島市、山口県宇部市、愛媛県西条市、熊本県美里町、鹿児島県鹿児島市	
平成16年11月 5日	712	23	1,741	486	2,962	広島県神石高原町	
平成16年12月 1日	712	23	1,737	483	2,955	北海道函館市、茨城県常陸太田市	
平成16年12月 5日	712	23	1,736	481	2,952	群馬県前橋市	
平成16年12月 6日	712	23	1,734	481	2,950	三重県桑名市	
平成17年 1月 1日	712	23	1,695	462	2,892	青森県十和田市、栃木県那須塩原市、群馬県伊勢崎市、埼玉県飯能市、新潟県上越市、福井県南越前町、長野県長野市、三重県松阪市、滋賀県高島市、鳥取県伯耆町、鳥根県飯南町、愛媛県松山市、砥部町、内子町、鬼北町、高知県高知市、佐賀県白石町、唐津市、熊本県芦北町、大分県臼杵市、大分市	
平成17年 1月 4日	712	23	1,689	462	2,886	長崎県長崎市	
平成17年 1月11日	713	23	1,680	461	2,877	秋田県秋田市、三重県亀山市、兵庫県南あわじ市、愛媛県大洲市	

実施年月日	市	区	町	村	合計	合併	市制施行
平成17年 1月15日	714	23	1,671	461	2,869	熊本県山鹿市、宇城市	
平成17年 1月16日	714	23	1,662	459	2,858	愛媛県今治市	
平成17年 1月17日	715	23	1,660	459	2,857	静岡県菊川市	
平成17年 1月21日	716	23	1,658	459	2,856	茨城県那珂市	
平成17年 1月24日	717	23	1,656	459	2,855	福岡県福津市	
平成17年 1月31日	717	23	1,656	454	2,850	岐阜県揖斐川町	
平成17年 2月 1日	718	23	1,642	437	2,820	茨城県水戸市、城里町、石川県白山市、能美市、福井県越前町、岐阜県高山市、大阪府堺市、広島県北広島町、福山市、高知県津野町	
平成17年 2月 5日	718	23	1,638	437	2,816	福岡県久留米市	
平成17年 2月 7日	718	23	1,630	434	2,805	岐阜県関市、三重県四日市市、広島県東広島市	
平成17年 2月11日	720	23	1,621	428	2,792	青森県つがる市、千葉県鴨川市、滋賀県東近江市、熊本県阿蘇市、山都町	
平成17年 2月13日	721	23	1,613	419	2,776	群馬県沼田市、山梨県上野原市、岐阜県中津川市、山口県下関市、熊本県南阿蘇村	
平成17年 2月14日	722	23	1,609	418	2,772	滋賀県米原市、三重県大紀町	
平成17年 2月21日	722	23	1,608	418	2,771	山口県柳井市	
平成17年 2月28日	722	23	1,603	417	2,765	栃木県佐野市、岡山県津山市	
平成17年 3月 1日	725	23	1,572	408	2,728	福島県田村市、那賀町、石川県宝達志水町、中能登町、能登町、岡山県井原市、鏡野町、徳島県美馬市、つるぎ町、那賀町、佐賀県小城市、みやき町、長崎県諫早市、大分県中津市	
平成17年 3月 3日	725	23	1,567	405	2,720	大分県佐伯市	
平成17年 3月 6日	725	23	1,565	401	2,714	山口県萩市	
平成17年 3月 7日	726	23	1,561	401	2,711	岡山県赤磐市	
平成17年 3月14日	726	23	1,559	400	2,708	青森県むつ市	
平成17年 3月19日	726	23	1,557	400	2,706	新潟県糸魚川市	
平成17年 3月20日	727	23	1,549	399	2,698	長野県佐久穂町、広島県呉市、福岡県うきは市	
平成17年 3月21日	724	23	1,543	394	2,684	新潟県新潟市、福岡県柳川市	
平成17年 3月22日	726	23	1,486	384	2,619	秋田県由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、湯沢市、男鹿市、茨城県板東市、稲敷市、山梨県山梨市、鳥取県倉吉市、島根県出雲市、岡山県総社市、備前市、美咲町、岡山市、広島県三原市、山口県長門市、山陽小野田市、香川県丸亀市、福岡県筑前町、熊本県菊池市、大分県日田市、鹿児島県さつま町、錦江町、湧水町	
平成17年 3月28日	729	23	1,465	377	2,594	青森県外ヶ浜町、藤崎町、中泊町、五所川原市、茨城県かすみがうら市、筑西市、取手市、栃木県さくら市、群馬県太田市、千葉県柏市、岐阜県海津市、鳥取県大山町、広島県尾道市、愛媛県八幡浜市、福岡県宗像市、東峰村	
平成17年 3月31日	732	23	1,423	366	2,544	青森県深浦町、七戸町、東北町、八戸市、福井県若狭町、鳥取県米子市、八頭町、島根県松江市、奥出雲町、岡山県真庭市、新見市、美作市、広島県庄原市、大分県豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、鹿児島県南大隅町	
平成17年 4月 1日	739	23	1,317	339	2,418	北海道森町、青森県青森市、宮城県登米市、栗原市、東松島市、石巻市、福島県須賀川市、埼玉県秩父市、さいたま市、新潟県妙高市、阿賀町、十日町市、長岡市、富山県富山市、長野県塩尻市、佐久市、中野市、松本市、静岡県伊豆の国市、磐田市、掛川市、西伊豆町、袋井市、沼津市、愛知県稲沢市、一宮市、愛西市、豊田市、京都府京都市、兵庫県朝来市、淡路市、豊岡市、宍粟市、香美町、奈良県奈良市、和歌山県海南市、串本町、徳島県阿波市、愛媛県伊予市、伊方町、長崎県佐世保市、西海市、大分県竹田市、沖縄県うるま市	
平成17年 4月10日	739	23	1,317	338	2,417	高知県四万十市	
平成17年 4月25日	739	23	1,316	338	2,416	広島県広島市	

実施年月日	市	区	町	村	合計	合併	市制施行
平成17年 5月 1日	740	23	1,305	332	2,400	新潟県柏崎市、新発田市、三条市、岐阜県可児市、和歌山県田辺市、日高川町、鹿児島県日置市	
平成17年 5月 5日	740	23	1,304	332	2,399	静岡県島田市	
平成17年 6月 6日	740	23	1,303	331	2,397	岩手県宮古市	
平成17年 6月13日	740	23	1,303	329	2,395	群馬県桐生市	
平成17年 6月20日	740	23	1,301	329	2,393	秋田県大館市	
平成17年 7月 1日	739	23	1,285	328	2,375	山形県庄内町、千葉県旭市、静岡県浜松市、鹿児島県曾於市、肝付町	
平成17年 7月 7日	740	23	1,282	328	2,373	愛知県清須市	
平成17年 8月 1日	741	23	1,273	323	2,360	茨城県神栖市、岡山県倉敷市、愛媛県宇和島市、高知県仁淀川町、熊本県八代市	
平成17年 9月 1日	743	23	1,266	321	2,353	北海道せたな町、士別市、岩手県八幡平市、新潟県胎内市、石川県志賀町	
平成17年 9月 2日	744	23	1,263	321	2,351	茨城県行方市	
平成17年 9月12日	744	23	1,261	321	2,349	茨城県古河市	
平成17年 9月20日	745	23	1,254	318	2,340	岩手県一関市、秋田県仙北市、静岡県川根本町	
平成17年 9月25日	745	23	1,253	316	2,337	奈良県五條市、鳥根県津和野町	
平成17年 9月26日	745	23	1,252	316	2,336	香川県高松市	
平成17年10月 1日	750	23	1,178	288	2,239	北海道遠軽町、石狩市、八雲町、岩手県遠野市、宮城県南三陸町、秋田県にかほ市、横手市、山形県鶴岡市、福島県会津美里町、茨城県桜川市、石岡市、栃木県大田原市、那須烏山市、那珂川町、群馬県みなかみ町、埼玉県熊谷市、春日部市、小鹿野町、鴻巣市、ふじみ野市、新潟県南魚沼市、石川県加賀市、福井県越前市、山梨県市川三郷町、長野県安曇野市、飯綱町、長和町、飯田市、愛知県田原市、新城市、設楽町、三重県南伊勢町、滋賀県米原市、兵庫県西脇市、たつの市、佐用町、新温泉町、和歌山県新宮市、かつらぎ町、鳥取県北栄町、鳥根県浜田市、大田市、吉賀町、山口県山口市、佐賀県佐賀市、長崎県平戸市、熊本県水川町、大分県由布市、杵築市、沖縄県宮古島市	
平成17年10月 3日	750	23	1,175	288	2,236	熊本県玉名市	
平成17年10月10日	750	23	1,174	288	2,235	新潟県新潟市	
平成17年10月11日	753	23	1,157	282	2,215	北海道釧路市、茨城県鉾田市、長野県筑北村、静岡県牧之原市、三重県紀北町、京都府京丹波町、香川県観音寺市、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、鹿児島県いちき串木野市	
平成17年10月24日	753	23	1,156	282	2,214	兵庫県三木市	
平成17年11月 1日	753	23	1,142	275	2,193	岩手県西和賀町、山形県酒田市、福島県会津若松市、富山県射水市、高岡市、山梨県甲州市、長野県木曾町、三重県伊勢市、熊野市、兵庫県多可町	
平成17年11月 3日	753	23	1,140	275	2,191	広島県廿日市市	
平成17年11月 7日	754	23	1,124	271	2,172	福島県白河市、福井県大野市、兵庫県神河町、和歌山県紀の川市、鹿児島県霧島市、南さつま市	
平成17年11月27日	754	23	1,124	270	2,171	愛知県豊根村	
平成17年12月 1日	754	23	1,121	270	2,168	福島県二本松市	
平成17年12月 5日	755	23	1,118	270	2,166	千葉県いすみ市	
平成18年 1月 1日	761	23	1,044	247	2,075	青森県平川市、南部町、岩手県花巻市、二戸市、洋野町、宮城県美里町、福島県南相馬市、伊達市、茨城県常総市、下妻市、栃木県鹿沼市、群馬県藤岡市、埼玉県行田市、深谷市、神川町、新潟県五泉市、長岡市、長野県大町市、阿智村、岐阜県岐阜市、愛知県岡崎市、三重県津市、多気町、滋賀県東近江市、京都府福知山市、南丹市、奈良県宇陀市、和歌山県紀美野町、有田川町、香川県三豊市、高知県中土佐町、佐賀県唐津市、嬉野市、長崎県島原市、松浦市、宮崎県宮崎市、都城市、美郷町、鹿児島県鹿屋市、指宿市、志布志市、沖縄県八重瀬町、南城市	
平成18年 1月 4日	761	23	1,041	245	2,070	福島県喜多方市、長崎県長崎市	

実施年月日	市	区	町	村	合計	合併	市制施行
平成18年 1月10日	761	23	1,030	242	2,056	岩手県盛岡市、栃木県下野市、埼玉県本庄市、三重県大台町、紀宝町、広島県尾道市、香川県高松市、福岡県築上町	
平成18年 1月23日	761	23	1,025	241	2,050	群馬県高崎市、千葉県匝瑳市、岐阜県多治見市	
平成18年 2月 1日	762	23	1,020	238	2,043	北海道北斗市、埼玉県ときがわ町、石川県輪島市、福井県福井市、愛知県豊川市	
平成18年 2月 6日	762	23	1,020	237	2,042	北海道幕別町	
平成18年 2月11日	763	23	1,017	237	2,040	兵庫県洲本市、福岡県宮若市	
平成18年 2月13日	763	23	1,013	236	2,035	福井県永平寺町、滋賀県長浜市、愛荘町	
平成18年 2月20日	763	23	1,006	229	2,021	岩手県奥州市、茨城県土浦市、群馬県渋川市、山梨県中央市、宮崎県延岡市	
平成18年 2月25日	763	23	1,005	229	2,020	宮崎県日向市	
平成18年 2月27日	764	23	1,002	228	2,017	青森県弘前市、熊本県合志市	
平成18年 3月 1日	767	23	978	221	1,989	北海道日高町、伊達市、青森県おいらせ町、山梨県富士河口湖町、甲府市、京都府与謝野町、和歌山県橋本市、白浜町、岡山県和気町、広島県福山市、徳島県三好市、東みよし町、高知県香南市、香美市、佐賀県武雄市、有田町、吉野ヶ里町、熊本県和水町	
平成18年 3月 3日	767	23	978	220	1,988	福井県おおい町	
平成18年 3月 5日	767	23	975	220	1,985	北海道北見市	
平成18年 3月 6日	767	23	971	218	1,979	岩手県久慈市、長野県上田市、福岡県福智町	
平成18年 3月13日	767	23	969	218	1,977	鹿児島県出水市	
平成18年 3月15日	767	23	968	218	1,976	山梨県北杜市	
平成18年 3月18日	767	23	967	218	1,975	群馬県安中市	
平成18年 3月19日	767	23	965	218	1,973	茨城県笠間市	
平成18年 3月20日	771	23	920	208	1,922	北海道枝幸町、秋田県三種町、福島県南会津町、栃木県日光市、千葉県南房総市、神奈川県相模原市、新潟県燕市、福井県坂井市、愛知県北名古屋市、滋賀県大津市、兵庫県加東市、山口県岩国市、徳島県阿南市、香川県まんのう町、高知県四万十町、黒潮町、福岡県朝倉市、みやこ町、佐賀県神埼市、宮崎県小林市、鹿児島県奄美市、長島町	
平成18年 3月21日	772	23	914	208	1,917	秋田県能代市、岡山県浅口市、香川県小豆島町、綾川町	
平成18年 3月26日	772	23	910	208	1,913	福岡県飯塚市	
平成18年 3月27日	775	23	874	200	1,872	北海道岩見沢市、名寄市、安平町、むかわ町、洞爺湖町、秋田県八峰町、茨城県つくばみらい市、小美玉市、群馬県富岡市、みどり市、東吾妻町、千葉県横芝光町、成田市、香取市、山武市、岐阜県大垣市、兵庫県姫路市、福岡県嘉麻市、熊本県天草市	
平成18年 3月31日	777	23	846	198	1,844	北海道大空町、新ひだか町、宮城県大崎市、気仙沼市、富山県黒部市、長野県伊那市、静岡県静岡市、徳島県海陽町、美波町、長崎県南島原市、佐世保市、大分県国東市	
平成18年 4月 1日	779	23	844	197	1,843	愛知県弥富市	和歌山県岩出市
平成18年 8月 1日	779	23	844	196	1,842	山梨県笛吹市	
平成18年10月 1日	779	23	842	196	1,840	福岡県八女市、群馬県高崎市	
平成19年 1月 1日	780	23	841	195	1,839	福島県本宮市	
平成19年 1月22日	780	23	839	195	1,837	岡山県岡山市	
平成19年 1月29日	781	23	836	195	1,835	福岡県みやま市	
平成19年 2月13日	781	23	835	195	1,834	埼玉県熊谷市	
平成19年 3月11日	781	23	833	195	1,832	神奈川県相模原市	
平成19年 3月12日	782	23	830	195	1,830	京都府木津川市	
平成19年 3月31日	782	23	827	195	1,827	栃木県宇都宮市、宮崎県延岡市	
平成19年10月 1日	782	23	823	195	1,823	佐賀県佐賀市、鹿児島県屋久島町	
平成19年12月 1日	783	23	820	195	1,821	鹿児島県南九州市	

実施年月日	市	区	町	村	合計	合併	市制施行
平成20年 1月 1日	783	23	819	195	1,820	高知県高知市	
平成20年 1月15日	783	23	817	195	1,818	愛知県豊川市	
平成20年 3月21日	783	23	815	195	1,816	山口県美祿市	
平成20年 4月 1日	783	23	812	193	1,811	新潟県村上市、静岡県島田市	
平成20年 7月 1日	783	23	811	193	1,810	福島県福島市	
平成20年10月 6日	783	23	810	193	1,809	熊本県熊本市	
平成20年11月 1日	783	23	806	193	1,805	鹿児島県伊佐市、静岡県静岡市、富士市、焼津市	
平成21年 1月 1日	783	23	805	193	1,804	静岡県藤枝市	
平成21年 3月23日	783	23	804	193	1,803	栃木県真岡市	
平成21年 3月30日	783	23	802	193	1,801	宮崎県日南市	
平成21年 3月31日	783	23	802	192	1,800	長野県阿智村	
平成21年 5月 5日	783	23	802	191	1,799	群馬県前橋市	
平成21年 6月 1日	783	23	801	191	1,798	群馬県高崎市	
平成21年 9月 1日	783	23	800	191	1,797	宮城県気仙沼市	
平成21年10月 1日	783	23	799	191	1,796	愛知県清須市	
平成21年10月 5日	783	23	798	191	1,795	北海道湧別町	
平成22年 1月 1日	783	23	789	189	1,784	滋賀県長浜市、福岡県糸島市、長野県長野市、岩手県宮古市	
平成22年 1月 4日	784	23	788	189	1,784		愛知県みよし市
平成22年 1月16日	784	23	787	189	1,783	山口県山口市	
平成22年 2月 1日	784	23	784	187	1,778	福岡県八女市、愛知県豊川市	
平成22年 3月 8日	784	23	783	187	1,777	山梨県富士川町	
平成22年 3月21日	784	23	782	187	1,776	滋賀県近江八幡市	
平成22年 3月22日	785	23	779	187	1,774	愛知県あま市	
平成22年 3月23日	786	23	764	185	1,758	宮崎県宮崎市、宮崎県小林市、熊本県熊本市、埼玉県久喜市、静岡県湖西市、鹿児島県始良市、埼玉県加須市、静岡県富士宮市、千葉県印西市	
平成22年 3月28日	786	23	764	184	1,757	群馬県中之条町	
平成22年 3月29日	786	23	761	184	1,754	栃木県栃木市	
平成22年 3月31日	786	23	757	184	1,750	長崎県佐世保市、長野県松本市、新潟県長岡市	
平成23年 4月 1日	786	23	754	184	1,747	愛知県西尾市	
平成23年 8月 1日	786	23	753	184	1,746	島根県松江市	
平成23年 9月26日	786	23	752	184	1,745	岩手県一関市	
平成23年10月 1日	786	23	751	184	1,744	栃木県栃木市	
平成23年10月 1日	786	23	750	184	1,743	島根県出雲市	
平成23年10月11日	785	23	750	184	1,742	埼玉県川口市、鳩ヶ谷市	
平成23年11月11日	786	23	749	184	1,742		石川県野々市市
平成24年 1月 4日	787	23	748	184	1,742		愛知県長久手市
平成24年 4月30日	787	23	748	184	1,742		

【資料編】 § 14 本会歴代会長一覧

代数	期間	会長市	会長名	代数	期間	会長市	会長名
初代	昭和7年5月21日 ～8年4月16日	金沢市	沢野外茂次	第31代	昭和37年5月24日 ～38年4月30日	横浜市	津村 峯男
第2代	昭和8年4月17日 ～9年4月25日	宮崎市	有馬 美利	第32代	昭和38年6月26日 ～39年5月21日	名古屋市	大西 泰助
第3代	昭和9年4月26日 ～10年5月13日	名古屋市	今堀辰三郎	第33代	昭和39年5月21日 ～40年5月13日	福岡市	石村 貞雄
第4代	昭和10年5月14日 ～11年5月15日	横浜市	田辺徳五郎	第34代	昭和40年5月13日 ～41年5月26日	〃	〃
第5代	昭和11年5月16日 ～12年4月7日	富山市	吉田 清平	第35代	昭和41年5月26日 ～42年4月30日	札幌市	斎藤 忠雄
第6代	昭和12年4月8日 ～13年6月27日	高知市	斎藤 琢磨	第36代	昭和42年6月28日 ～44年6月5日	横浜市	小串 靖夫
第7代	昭和13年6月28日 ～14年4月24日	新潟市	安倍邦太郎	第37代	昭和44年6月5日 ～46年5月1日	仙台市	藤井 勝雄
第8代	昭和14年4月25日 ～15年5月19日	仙台市	梅津 喜一	第38代	昭和46年6月24日 ～48年5月31日	横浜市	町田善太郎
第9代	昭和15年5月20日 ～17年1月30日	鹿児島市	中摩 直一	第39代	昭和48年5月31日 ～50年6月25日	札幌市	松宮 利市
第10代	昭和17年1月31日 ～17年11月11日	大阪市	川畑 清蔵	第40代	昭和50年6月25日 ～52年5月31日	岡山市	松本 一
第11代	昭和17年11月12日 ～18年5月12日	東京市	有馬 秀雄	第41代	昭和52年5月31日 ～54年4月30日	千葉市	町野五郎衛
第12代	昭和18年5月13日 ～21年10月30日	別府市	宇都宮則綱	第42代	昭和54年6月27日 ～56年1月29日	北九州市	吉田 浩明
第13代	昭和21年10月30日 ～22年4月1日	〃	岡 董喜	第43代	昭和56年2月5日 ～56年5月27日	新潟市	平田 甚
第14代	昭和22年4月1日 ～23年8月24日	京都市	富森吉次郎	第44代	昭和56年5月27日 ～58年6月29日	福山市	門田 武雄
第15代	昭和23年8月25日 ～24年5月3日	札幌市	福島 利雄	第45代	昭和58年6月29日 ～60年5月29日	横浜市	松村千賀雄
第16代	昭和24年5月4日 ～25年1月16日	高松市	藤本 慶一	第46代	昭和60年5月29日 ～62年5月1日	盛岡市	千葉 正
第17代	昭和25年1月18日 ～26年4月30日	横浜市	小沢 二郎	第47代	昭和62年6月25日 ～平成元年5月31日	札幌市	吉野 晃司
第18代	昭和26年7月26日 ～27年5月8日	名古屋市	横井恒治郎	第48代	平成元年5月31日 ～2年12月20日	福岡市	山崎広太郎
第19代	昭和27年5月8日 ～27年6月6日	大阪市	田村敬太郎	第49代	平成3年6月26日 ～5年5月27日	横浜市	鈴木 正之
第20代	昭和27年7月4日 ～28年5月9日	〃	清水太一郎	第50代	平成5年5月27日 ～7年3月31日	札幌市	見延 順章
第21代	昭和28年5月9日 ～29年3月1日	京都市	竹内 忠治	第51代	平成7年6月28日 ～9年5月28日	横浜市	嶋村 勝夫
第22代	昭和29年4月13日 ～29年5月12日	宇都宮市	高橋 新吉	第52代	平成9年5月28日 ～11年5月1日	盛岡市	藤川 智美
第23代	昭和29年5月12日 ～30年4月30日	〃	〃	第53代	平成11年6月23日 ～13年5月22日	京都市	二之湯 智
第24代	昭和30年6月24日 ～31年5月24日	神戸市	伊藤 利勝	第54代	平成13年5月22日 ～15年5月2日	川崎市	小泉 昭男
第25代	昭和31年5月24日 ～32年5月24日	横浜市	津村 峯男	第55代	平成15年6月19日 ～17年2月9日	北九州市	片山 尹
第26代	昭和32年5月24日 ～33年5月8日	〃	〃	第56代	平成17年5月25日 ～19年3月28日	藤沢市	国松 誠
第27代	昭和33年5月8日 ～34年6月26日	〃	〃	第57代	平成19年6月19日 ～21年5月27日	広島市	藤田 博之
第28代	昭和34年6月26日 ～35年5月27日	〃	〃	第58代	平成21年5月27日 ～23年6月15日	富山市	五本 幸正
第29代	昭和35年5月27日 ～36年6月2日	〃	〃	第59代	平成23年6月15日 ～現在	下関市	関谷 博
第30代	昭和36年6月2日 ～37年5月24日	〃	〃				



本会創立80周年記念

新たな分権への幕あけ

～過去10年度を顧みて～
(平成15年4月1日～24年4月30日)

全国市議会議長会

平成24年5月23日 発行

編集 全国市議会議長会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内

TEL 03(3262)2309 (全国市議会旬報編集担当直通番号)

<http://www.si-gichokai.jp>

印刷 日本印刷株式会社

【本誌は環境に配慮し再生紙を使用しています】